

電気・ガス価格激変緩和対策事業による電気料金の値引きの継続について

当社は、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）に参画し、2023年2月分から2024年1月分まで（2023年1月から12月使用分まで）電気料金の値引きを実施しています。

このたび、国から電気料金に対する支援を継続するよう要請を受けたことから、以下のとおり2024年2月分から6月分まで（2024年1月から5月使用分まで）電気料金の値引きを引き続き実施します。

本事業の継続は、2023年11月に政府が決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策によるものです。毎月の請求額に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業のご負担を直接的に軽減します。

【特別措置（値引き）延長の内容】

1. 対象となるお客さま

- ・電気最終保障供給約款に基づき高圧供給を受けるお客さま
- ・離島等供給約款に基づき供給を受けるお客さま

2. 延長期間（電気料金の値引きを継続する期間）

- ・2024年2月分から6月分まで（2024年1月から5月使用分まで）※の電気料金（5か月間）
- ※一部のお客さまは、ご契約内容によって電気料金の算定期間が異なります。

○離島供給で業務用電力および契約電力が500kW未満の高圧電力のお客さま

- ・2024年1月分から5月分電気料金まで（2024年1月から5月使用分まで）

○離島供給で契約電力が500kW以上の高圧電力のお客さま・

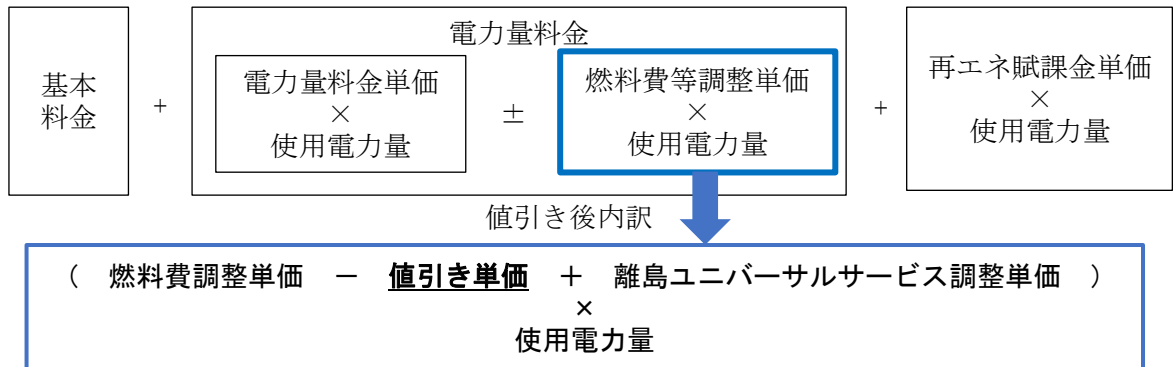
最終保障供給（高圧）で契約電力が500kW以上の最終保障電力Bのお客さま

- ・2024年2月分から2024年6月分電気料金まで（2024年2月から6月使用分まで）

3. 値引き方法（お客さまの電気料金の調整方法）

- ・毎月、使用電力量に応じてご負担いただいている燃料費調整単価から「4. 延長期間の値引き単価」を差し引いて、ご請求させていただきます。
- ・値引きの継続に関して、お客さまによる手続きは必要ありません。
- ・値引き後の燃料費調整単価は、毎月、当社ホームページでお知らせいたします。

【電気料金値引きのイメージ（従量制契約のお客さま）】



注1：一般的なお客さまのモデルケース 230kWh/月の場合、値引き額は以下のとおりとなります。

- ・2024年2月分から5月分料金：3.5円/kWh×230kWh=805円 の値引き
- ・2024年6月分料金：1.8円/kWh×230kWh=414円 の値引き

(参考) 国におけるモデルケース 400kWh/月の場合、値引き額は以下のとおりとなります。

- ・2024年2月分から5月分料金：3.5円/kWh×400kWh=1,400円 の値引き
- ・2024年6月分料金：1.8円/kWh×400kWh=720円 の値引き

注2：最終保障供給のお客さまは市場価格調整額も適用いたします。

【本事業による値引き額等の確認方法】

- ・ Web サービス（離島供給のお客さま対象）の請求書画面等に値引き単価等を掲載します。
- ・ 本事業による値引き額は、値引き単価に毎月の使用電力量を掛け合わせることで、お客さまご自身で算定することができます。

(請求書画面)

No.	選択	発行年月日	お支払方法	ご請求金額	代表供給地点特定番号	ご契約名義	備考
1	<input checked="" type="radio"/>	2023年11月15日	振込	21,281円	01-0030-2555-5555-2100	ネットワーク太郎様	

請求書 (electricity bill)

ネットワーク太郎様

日頃より、格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
ご請求につきましては次のとおりでございます。

北海道電力ネットワーク株式会社
Hokkaido Electric Power Network, Inc.
 通格請求書登録番号
 T7430001078663

ご請求年月 (billing month)	2023年11月分
ご請求金額 (total amount due)	21,281円 (うち消費税等相当額 1,933円)

※上記ご請求金額の消費税率は10%対象となります。

支払期日	2023年12月15日
ご請求件数	2件

「ご請求の内訳画面」へ移動

※「燃料費等調整単価」は、国の支援で値引き
(低圧3.5円/kWh・高圧1.8円/kWh・
高圧5.0kWh以上1.8円/kWh) されています。
定額のご契約の値引き単価を含む詳細は、弊社ホーム
ページをご覧ください。

お問い合わせ番号

010020245

※お問い合わせの際は、上記「お問い合わせ番号」を
お申し出ください。

A

(ご請求の内訳画面)

ご請求の内訳 (bill in detail)

2023年11月15日発行

ネットワーク太郎様

北海道電力ネットワーク株式会社
Hokkaido Electric Power Network, Inc.
通格請求書登録番号
T7430001078663

ご請求年月	2023年11月分
供給地点特定番号	01-0030-2555-5555-2100
ご請求金額	20,853円 (うち消費税等相当額 1,895円)

【ご契約内容】

ご契約名義 ネットワーク太郎様
 ご使用場所 羽幌1
 ご契約種別 従量電灯B
 ご使用期間 2023年10月4日から2023年11月3日
 ご契約電流 30A

使用電力量	450 kWh
-------	---------

【ご請求の内訳】

電気料金 (10%対象金額 (税込み))	20,853円
うち消費税等相当額 (10%対象)	1,895円
基本料金	1,122円00銭
電力量料金	
(1段 120 kWh)	4,252円80銭
(2段 160 kWh)	6,676円80銭
(3段 170 kWh)	7,726円50銭
燃料費等調整額	445円50銭
再エネ発電賦課金	630円

B

値引き額は A [値引き単価] × B [使用電力量] で算出できます。

4. 延長期間の値引き単価（消費税等相当額を含みます）

〔低圧供給のお客さま〕

- ・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

区分		2024年2～5月分	2024年6月分
従量電灯 A	1 契約最初の 9kWh まで	31 円 50 銭	16 円 20 銭
	9kWh を超える 1kWh につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭
上記以外		3 円 50 銭	1 円 80 銭

- ・定額供給の場合（ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合）

区分			2024年2～5月分	2024年6月分
定額電灯 ・ 公衆 街路灯 A	電灯	10W までの 1 灯につき	13 円 59 銭	6 円 99 銭
		10W をこえ 20W までの 1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 98 銭
		20W をこえ 40W までの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 96 銭
		40W をこえ 60W までの 1 灯につき	81 円 56 銭	41 円 95 銭
		60W をこえ 100W までの 1 灯につき	135 円 94 銭	69 円 91 銭
		100W をこえる 1 灯につき 50W までごとに	67 円 97 銭	34 円 96 銭
	小型 機器	50VA までの 1 機器につき	40 円 60 銭	20 円 88 銭
		50VA をこえ 100VA までの 1 機器につき	81 円 21 銭	41 円 76 銭
		100VA をこえる 1 機器につき 50VA までごとに	40 円 60 銭	20 円 88 銭
	臨時電灯 A (1 日につき)	総容量が 50VA までの場合		1 円 10 銭
総容量が 50VA をこえ 100VA までの場合		2 円 19 銭	1 円 13 銭	
総容量が 100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに		2 円 19 銭	1 円 13 銭	
総容量が 500VA をこえ 1kVA までの場合		21 円 91 銭	11 円 27 銭	
総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		21 円 91 銭	11 円 27 銭	
臨時電力	契約電力が 0.5kW の場合、1 日につき		11 円 52 銭	5 円 92 銭
	契約電力が 1kW 以上の場合、1kW1 日につき		23 円 03 銭	11 円 84 銭
深夜電力 A	1 契約につき		350 円 00 銭	180 円 00 銭

〔高圧供給のお客さまの場合〕

区分	2024年2～5月分	2024年6月分
高圧供給（供給電圧が 6,000 ボルトの場合）	1 円 80 銭	90 銭

5. その他

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。窓口へお電話くださいますようお願いいたします。

[引き続き、電気・都市ガス料金の負担軽減を行います | 資源エネルギー庁]

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

[電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 お問い合わせ窓口]

TEL : 0120-013-305 全日 9 : 00～17 : 00（年末年始を除く）

以 上